

# 古文書を千年後まで残すための取り組み

平川 新



## はじめに

本日の私の報告のタイトルは、「古文書を千年後まで残すための取り組み」である。なぜ百年後や二百年後ではなくて千年後としたのか、あるいは千年ではなく、なぜ五千年後や一万年後としないのか。

その理由は、千年という時間軸が、もっともイメージしやすいだろうと考えてのことである。いまから千年前は平安時代である。平安時代の史料や記録には、国宝級や重文級の資料がたくさんある。われわれが古代史の研究をやろうとするときに、千年前の記録がいかに大事であるかということは、すぐにイメージできる。人類はこのままいけば千年ぐらいいはもつかもされない。そうだとすれば、現在われわれが持っている歴史資料が千年後にどれくらいの価値を発揮してくるか、非常にイメージしやすくなる、ということである。

では、二千年後までは残さなくていいのかというと、そういうことではない。千年という単

位を常に更新して、たとえば10回更新すれば一万年後になる。そのようなかたちで未来にいたるまで、現在ある歴史資料を伝えていきたいと考えている。その取り組みを、この宮城では率先して実施している。

私の肩書に、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（略称は宮城資料ネット）とある。このNPOには、宮城県を中心にした歴史研究者、学生、それから市民の方々が参加している。活動の主な対象は、旧仙台領地域（宮城県と岩手県南部）である。では旧仙台領だけに限っているのかといえば、当然そういうことではない。近隣の他地域から要請を受けた場合には、出かけていくこともある。全国各地に出かけて、いわゆる宮城資料ネット方式と称する資料保全ノウハウの紹介も積極的におこなっている。これらの一端は、のちほどの報告やディスカッションの中で披露していくことにしたい。

## 1 三つの地震と歴史資料保全活動

最初に、私たちが宮城資料ネットを立ち上げてから、これまでどのような活動をおこなってきたのかを紹介し、さらにその活動の結果、私たちはいま、どのような課題に直面しているの

かということもあわせて紹介したい。それらを、のちの議論の素材にいただければと思う。

宮城県は比較的大きな地震の常襲地帯だといつてよい。地元ではよく知られた宮城県沖地

震は、1793年（寛政5）以来、26年から42年間隔（平均37年間隔）で発生することが確認されている。このほかにも近いところでは2003年に宮城県北部地震、2008年に岩手宮城内陸地震が発生している。宮城県北部地震による建物全壊は1,273棟だったが、幸いにして死者はいなかった。岩手宮城内陸地震では、亡くなられた方、いまだに行方が知れない方、合わせて23名。負傷された方も400名を超えている。

もう一つ、私たちがいま警戒を強めているのは宮城県沖地震である。地震学者の警告によれば、この地震が10年以内に70パーセントの確率で来るとされている。30年以内であれば99パーセント。これは100パーセント来るということである。地震学者によれば、明日地震が起きてもおかしくないという。

いくつかの地震のタイプがあるようだが、連動型というかたちで発生した場合には、164人の死者が出るだろうと予測されている。その死者のなかに私たちが入っていなければ、これから紹介するような災害後の活動をやり、歴史資料の保全に取り組んでいかなければいけないと考えている。

私たちが守るべきものには、古文書、古美術

品等、いろいろなものがある。これらのものを守る私たちの行為は、文化的行為にほかならない。そうした意味からすると、資料保全の活動は、地震をはじめとした自然災害から、いかに人間の歴史と文化を守るかという、災害への対抗カルチャー、すなわち文化運動としての性格をもっているといつてよい。

## 1 2003年の地震と資料ネットの立ち上げ

宮城資料ネットを立ち上げる契機になったのは、2003年7月26日の宮城県北部地震だった。資料保全の前例としては、神戸を中心に組織されている歴史資料があった。阪神・淡路大震災のあとにできた資料保全の組織だが、それに倣うかたちで宮城でも北部地震の直後に発足した。宮城県内に在住している歴史研究者、大学院生、学部生等が4カ月近くにわたって被災地に入り、レスキュー活動、被災状況調査を展開した。

地震の直後から、激甚被災地である河南町、鹿島台町、鳴瀬町、南郷町、矢本町の五つの町に入った。4カ月かけて、合計192軒の旧家を手分けして回った。まさしく短期集中型の被災調査であった。



旧家を訪ねて被災調査



古文書を写真撮影

活動は、旧家がどこにあるのかを探し出していくところから始まった。4カ月近くもかかったのは、史料所蔵者の所在すらわからなかったからだ。私たちが訪ねた目的は、古文書、古美術品、武具、その他古典籍等の文化財が、地震のあとにどのような状態にあるのかということ进行调查すること、可能な限り写真撮影をすること、さらにそれらの文化財が地震の後片付けの中で処分されないように依頼するということであった。それを目的に、これだけの数の旧家を訪ね歩いた。

全てのお宅に文化財があったわけではないが、3分の1程度のお宅には、古文書を始めとする古美術品などがあった。実際に私たちが訪ねるまでは、地震で散乱したのを機に処分しようと思っていた、というお宅が少なからずあった。しかし私たちが訪ねたことによって、処分を思いとどまられたお宅は少なくない。地震直後のこのような活動を私たちがおこなっていなければ、多くの古文書が失われただろう。

調査の詳細は省略するが、そもそもどういう調査をやったのかを簡単に紹介しておきたい。

訪問先ごとに調査カードを作った。氏名、住所、家屋の被害状況、所蔵史料の概要、史料写

真、数量などが記載されている。古文書等の情報だけではなく、せっかくの機会なので、そのお宅の歴史、あるいは村の歴史などについてもヒアリングし、それをノートに書き留めて、データベースのなかに記録化していくというやり方をとった。したがって192軒分のデータベースが、被災直後に出来上がっている。

ここに載せている写真は、データのプリント版ファイルとDVD版である。これまでの活動で古文書の写真を大量に撮っているので、私どもの事務局の棚には、これをプリントしたものがファイルとして膨大に蓄積されている。こうしたデータは、私たちだけが持つていけばよいというものではない。活動の目的の一つは、地元の歴史を教育や研究の中に活かす、そのための歴史資料の保全ということなので、地元でも十分に活用していただくことが必要である。そのために、史料の所蔵者はもちろん、各自治体の文化財担当部局と県立の東北歴史博物館にも、史料所在目録をはじめ、このデータを全て



史料所在データファイルとDVD



整理された史料写真ファイル

提供している。したがってこうしたデータは、その自治体のなかにある文化財のデータベースとしても活用できる内容になっている。

特に所蔵者の方には、写真版として提供されたものを見て、とても喜んでいただいている。蔵の奥にしまい込まれていれば、数十年も見る機会はないが、プリント版であれば居間で写真を見ることができる。そうすると古文書とは何か、それを所蔵していることにどういう意味があるのか、ということ再認識していただく大きな契機になる。この効果は非常に大きい。私たちがこうした調査をやって、撮影したデータを所蔵者や地元へ還元するという話が口伝えに伝えられて、うちにも史料がある、調査に来てほしい、という情報が次々に寄せられてくる状態になった。

また、自治体からも、うちの市や町で調査をしてほしいという要請が次々に来ている。時間と人員の限界もあるので、なかなか十分に対応できない状態だが、できる限りそういうご要望には応えるべく努めている。そのためでもあるが、スタッフは四六時中、調査と撮影とデータ整理に追われている。

## 2 それでも史料はなくなった

こうしたかたちで資料保全に取り組んできたが、7年前の地震の直後、数カ月をわたって被災地を回っているなかで、相当ショックな事例にも、しばしば遭遇した。私たちが訪ねたときには、「すでに処分した」というお宅が数軒あったのである。処分というのは捨てたということであり、庭で燃やしたということである。「そんなに大事なものなら、どうしてもっと早く来

なかったのか」と言われ、「大事なものだとは全く思わなかった」とも言われた。

地震が発生してから192軒を回り終わるまでに4カ月かかった。私たちには仕事があり、学生には学業があるので、毎日活動できるわけではない。したがって、主に活動するのは週末である。たとえば地震後1カ月くらいの間に集中的に回ることができれば、処分された史料はもっと少なかったかもしれない。だが、2カ月目、3カ月目ということになると、処分をしたというお宅が増えてきた。

それはなぜか。地震で被害を受けて全壊指定や半壊の赤紙を貼られたりすると、蔵を壊す、倉庫を壊す、母屋を壊していくことになりやすいからである。そうすると古文書も一緒に処分されやすい。なぜ、古文書が処分されるのか。

そもそも古文書類は蔵や倉庫の中に長いあいだ仕舞い込まれたままで、数十年も開けてみることがないというお宅が大半である。しかもホコリにまみれていたり、虫食いにあったり鼠にかじられたりするなど、とても貴重品には見えない。しかも崩し字は読めない。そもそも、古文書は価値があるものだという認識をもたれていないことも多い。そのため、地震で蔵の中ががたがたになった、あるいは壁が落ちたというときには、ガラクタ類と一緒に捨てられても不思議はなかった。

復興が進めば進むほど被災した蔵や母屋の修復・解体も進むが、それにとまって歴史資料は処分されやすくなるという運命にある。したがって3カ月後、4カ月後に被災者宅を回っても、もう遅いということになってしまうのである。

問題は、なぜ手遅れになったのか、なぜもっ

と早く回れなかったのかということだが、自分たちの側の問題として考えると、改善の方向もみえてくることになる。

手遅れになった最大の要因は、史料の所蔵者がどこにいるのかということ、まったく把握できていなかったということにある。江戸時代、明治時代の旧家がどこにあるのか、というデータがそもそも手元にはない。それを探すところからやっていかなければならなかった。災害があると一般の方がボランティアで被災地に入るが、私たちの活動は、そうしたボランティアの活動とは全く異なっている。やみくもに被災地に入っても、古文書所蔵者を捜し出せるわけではない。だからこそ旧家の所在情報が必要になる。

どうすれば素早く確実な救出活動ができるか。これが、この4カ月の活動のあとに浮かび上がってきた大きな課題だった。事前にどこに史料があるかということ把握しておくことがもっとも必要なことだった。つまり地震が起きた地域に所在リストがあれば、私たちはそのリストをもとに被災地に直行できるのではないかな。そうすると3カ月もかかることはない。そのような反省点が浮かび上がってきたのである。

7年前の活動で192軒を回り、そろそろ店じまいをしたいと思っていたころ、地震学者たちが、間もなく宮城県沖地震が来る、と大きな声で警告を発しはじめた。次の地震が来るとまた同じように古文書がなくなる、それは大変なことだ、と思わざるを得なかった。そこで次の地震が来る前に所在リストを作ろう、さらに古文書の写真撮影も進めておこう、ということに

なった。これは、どこに史料があるのかということ、事前に把握しておくということである。かくして、地震直後のレスキュー、さらに被災状況調査や保全活動から、次の展開として、災害が来る前の活動へと大きく変化していくことになった。

### 3 2008年の岩手宮城内陸地震

一昨年(2008年)6月、岩手宮城内陸地震に遭遇することになった。この内陸地震は、地震学者ですら予期していなかった場所ので発生したのであるから、私たちが想定していなかったことは当然であった。私たちの史料所在調査は、7年前に起きた宮城県北部地震被災地の周辺地域から進めていたので、内陸地震の被災地域は所在リストがまだできていない空白地帯だった。

ただし、所在リストをどのように作るかということについて私たちは、すでにノウハウを持っていた。地震が発生した午後には大学院生や学部生などを招集して、大学の附属図書館から被災地の自治体史等を借り出して、史料の所在リストの作成に取りかかった。翌日の日曜日にもリスト作成を急ぎ、地震から2日後の月曜日



史料所在目録の作成作業

にはそのリストを被災地の教育委員会に持ち込んだ。そこで古文書のレスキュー活動をやりたいと申し入れて、被災地での活動が始まったの

である。この所在リストを教育委員会に持ち込んだことは効果的だった。活動の意義を即座に理解していただくことができたからだ。

## 2 歴史資料保全活動の展開

### 1 資料保全活動の種類

現段階までに、宮城資料ネットが中心になっておこなってきた活動には、大きく分けて三つある。

一つが、いま紹介した古文書の所在リストの作成である。以前に編纂されている自治体史や文化財関係の報告書等、ありとあらゆる文献をひっくり返して、所蔵者の名前を全部ピックアップしてくるところから第一次所在リストの作成が始まる。市町村単位にリストを作っていくが、このデスクワークでリストアップした所蔵者リストをもとに、地元の教育委員会や文化財保護委員の方々、郷土史研究家の方々からいただいた情報でリストの精度を高めていく。

宮城県における所在リストの作成率は、市町村合併前の74自治体を対象にした場合には、現在55自治体分の所在リストができており、75パーセントである。本来ならば、これをで

きるだけ早く100パーセントにしなければならないのだが、2年前の内陸地震を受けた被災地での活動に勢力を取られているので、所在リストの作成がなかなか進まないのが現状である。

所在リスト作成の次の段階は、史料の所在確認調査ということになる。リストに載っている一軒ごとに訪ねて、古文書等の所在を実際に確認する作業である。7年前の宮城県北部地震から2年前の岩手宮城内陸地震を経た現段階までに、369軒のお宅を訪ねている。合併前の町村単位を対象に、1日に30～50軒程度をグループ分けして手際よく回らなければならない。すべてのお宅に史料があったわけではないが、3割程度のお宅には多い少ないの違いはあれ、史料の存在を確認することができた。新発見の史料も少なくない。

資料保全類型の二つ目が一軒型保全活動である。所在を確認したお宅の中で、史料が膨大であり、早く処置をしなければならないことが確認できた場合、そのお宅に別の日程で個別に入り、全点の写真撮影と中性紙封筒への封入などの保全活動をおこなっている。あるいは史料が大量にあることが事前に判明している場合は、最初からそのお宅だけを訪問して全点調査を実施している。

この一軒型保全活動は現在までのところ個人のお宅で44軒で実施した。さらに会社資料の整理を1件実施しているが、これはくりはら田



旧家で史料の所在を確認

園鉄道資料である。のちほど蝦名裕一さんから、その調査についての報告がおこなわれる。

私どものグループではこの7年間に、所在リスト作成のための調査および一軒型調査で、述べ414軒のお宅を訪ねた。平均すれば年間60軒のお宅を訪ねている。もちろんグループに分かれて調査しているので、一人がこのように回ったわけではないが、それにしても史料調査としては過去に類例のないほどの勢いで調査が進められていることになる。この調査の中で発見した歴史資料の総数は、時期的には戦国期から戦前（昭和前期）までを含むが、およそ20万点に及んでいる。しかし写真撮影は、まだ半分も進んでいない。おそらく3割程度か、といったところである。

古文書は現物として残すことが大事だが、史料原本は今後どのように変わっていくかわからない。そのため、現物の保全を図るだけでは非常に不安である。そこで私たちは、デジタルカメラで写真記録を残していくことにしている。

その写真データベースも1カ所ではなくて複数の箇所に保存するようにしている。先ほど所蔵者だけではなく、地元の教育委員会や東北歴史博物館にもデータを提供していると述べたが、これはデータの複数保管という意味もある。仮にどこかが壊滅的打撃を受けたとしても、被害にあわなかった他所のデータは後世に伝えられていくことになる。そうしたことを考えての分散保管という意味もある。

三番目の類型が古文書の返却事業である。これは数十年前の歴史研究者が、所蔵者から借りたままになっている古文書を返すという作業である。すでに物故された歴史研究者のご遺族か

ら委託されて、旧蔵者宅へ返却にうかがっている。具体的な話は佐藤報告にゆだねるが、一言だけ申し添えると、これまで数軒に古文書の返却をおこったのだが、実は返却に行った先で、また数千点から数万点の史料が出てきている。もともと史料のある旧家から数十年前にその一部を故人が借りているのだが、その未返却分を私たちが返しに行くと、もとの巨大な史料群に出会うということである。したがって、それ自体がまた保全の対象になっていくことになる。

以上、この三つのタイプの活動は、いずれもNPO・学・官・民による共同事業として展開してきているものである。

## 2 NPO・学・官・民による共同事業

次に、NPO・学・官・民による共同事業のあり方を紹介したい。

まず、NPO法人としての宮城資料ネットである。先ほど紹介したように7年前に発足したが、2006年の8月に、単なるボランティア団体ではなく、NPO法人に組織替えした。これには、いくつかの理由があった。単なるボランティア団体では財政基盤も活動基盤も弱いということ、社会的信用性の担保、などを考慮し、さらに活動を向上化させていくためには法人格を持つことがいいだろうという判断があった。現在は90人近くの方々が会員として参加してくださっている。

共同事業を推進するにあたっては、「学」の役割も大きい。私の所属する東北アジア研究センターでは2004年度から共同研究というかたちで、この資料保全の活動を取り上げた。センターからは資金的な援助があった。文化庁から

も、2年間にわたって活動資金を助成していた。2007年からは、東北アジアセンターで新たにプロジェクト研究部門を設置したことから、そのなかの一つとして、「歴史資料保全のための地域連携ユニット」を立ち上げた。このユニットは、NPO法人宮城資料ネットや行政との連携を謳い、センターのサポートをうけながら資料保全活動を積極的に推進することをめざした。

こうした活動を基盤にして、資料保全を単に歴史分野の特殊な活動にとどめるのではなく、大学全体の防災研究の一環として進めることを目指した。防災研究といえば、理学の地震予知や、工学の津波、耐震建築、緊急地震速報システムなどがよく知られている。だが文系にも防災にかかわる研究分野は少なくない。私自身も日本史学が専門であって防災研究を専門として資料保全をやっているわけではない。だが防災研究の一環にはなっているはずだ。そう考えて学内を見渡してみると、たとえば防災機能を地域で担う町内会組織を研究している社会学者が身近なところにおられた。心理学も災害心理学の問題などからアプローチできる。経済学も法学も、ということで、学内には防災研究が専門ではないが、防災研究ができる研究者がたくさんいることに気がついたのである。

そこで理工系から文系までの防災にかかわる研究者をお訪ねして、防災科学研究グループを作りませんか、と呼びかけた。その結果、20人ほどのご賛同を得て発足したのが「東北大学防災科学研究拠点」であった。2008年度から2010年度はこの拠点グループから、「地域社会を災害から守るための防災科学研究拠点の形成

と地域連携事業の構築」をテーマに総長裁量経費を申請して採択され、活動資金の一助となった。また2010年度には大学の支援をうけて文科省の特別経費によるプロジェクト（5カ年事業）に申請し、採択されるにいたった。この経費の一部を活用して助教や研究員を配置することができたのは、資料保全活動にとっても大きなことであった。

次に共同事業者としての「官」と「民」であるが、「官」としては東北歴史博物館や仙台市博物館、さらに県内の自治体がある。地域で保全活動を展開しようとする場合、とくに地元自治体との連携はきわめて重要である。地域調査はほとんどを宮城資料ネットが準備するが、事業としては地元の教育委員会との共同調査とするか、あるいは後援をいただいて実施している。地元との連携を深めるということもあるが、公的な活動とすることによって地元の方々が安心され、調査に協力しやすい体制とするためでもある。

「民」としてはNPO宮城資料ネットもそうだが、ここで想定している「民」は、地元の郷土史家の方々、古文書を読む会の方々、一般市民の方々などである。地元で調査・保全活動を実施する際には、教育委員会だけではなく、郷土史研究会や郷土史家、古文書を読む会の方々などに共同調査のお願いをすることになっている。地元の歴史資料の情報をもっとも知っておられるのが、こうした方たちだからである。また民間の財団からも活動資金を助成していただいている。こうした多くの方々や機関の支えがあつてこそ、歴史資料を未来に残していくことが可能になるのである。

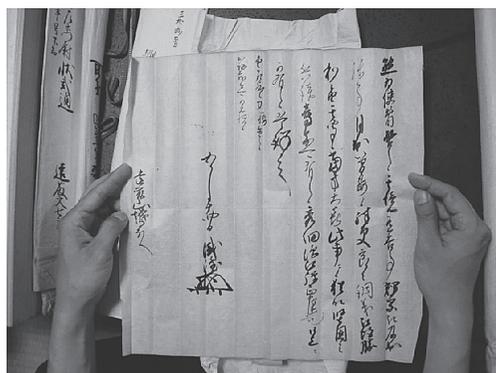
### 3 学官民—いくつかの特徴的活動

次に、学官民共同の事例をいくつか紹介しておく。

まず、白石市でおこなった遠藤家文書の保全活動である。遠藤家は仙台藩重臣の家で、本拠は栗原郡一迫川口（現栗原市）にあった。遠藤家のご子孫が白石市に在住しており、ご当主から古文書の扱いについて同市教育委員会が問い合わせをうけ、宮城資料ネットに相談があったことから、保全に乗り出すことになった。鎌倉時代末から明治期まで、約6千点ほどにのぼる。戦国時代後期に活躍した遠藤基信は伊達輝宗と政宗の側近として重きをなしていたが、伊達家の戦国外交のありさまを伝える数十点の文書群



戦国期の古文書が保管されていた長持ち



発見された遠藤家文書

は全国的にも貴重な発見となった。発見された史料でもっとも古いのは鎌倉時代末のものである。中世史の専門家の方にも見ていただいたが、極めて高い価値があるというコメントを聞いている。

この文書群の保全作業は、白石市古文書の会々員のご協力をいただいて、2009年9月と2010年3月の2度にわたって実施された。作業は写真撮影と中性紙封筒への保存が中心だが、市長や教育長も作業現場を訪れて激励された。遠藤基信は、のちに白石城主となる片倉小十郎景綱を伊達政宗に推挙した人物である。白石市にとっても大恩ある人物の貴重な文書群が突如として出現したのであるから、小十郎ブームに沸く白石市にとっては僥倖とでもいうべき発見であった。

この保全作業を契機として白石市は、市内の古文書所在調査を実施する計画を立て、宮城資料ネットに協力を依頼してきた。資料ネットからは調査ノウハウを提供するとともに、調査人員も派遣して協力することになっている。また同市教育委員会では、白石市古文書の会に委託して、遠藤家文書の史料目録作成にも着手することにした。同会は20人ほどの会員をもつが、



目録を作成する市民

古文書解読力の高い会員が多いため、官民協力、人材活用としてこの事業に取り組むことになった。目録作成のマニュアルを宮城資料ネットから提供し、月に一度、資料ネットから指導員を派遣し、目録作成状況の確認などをおこなっている。まさに市民参加型の目録作成である。白石市教育委員会担当者のこうしたみなぎるやる気に、宮城資料ネットとしても十分に応えていきたいと考えている。

次に栗原市の事例を紹介しておきたい。栗原市とは、のちほど蝦名裕一さんから報告のある「くりでん」資料の保全の段階からおつきあいがあったが、地域資料の保全で連携を組むようになったのは、2008年6月の岩手宮城内陸地震からのことである。このときには、震源地に近い栗駒地区や花山地区に被災調査とレスキューに入った。あわせて50軒近くのお宅を訪問している。

花山に隣接した一迫川口地区を通過した際、同行していた文化財担当者の方に、「この地域は昔、武家屋敷がたくさんあったので史料もたくさんありそうだ」という話をお聞きしていた。いずれ被災地活動が一段落したときに、この調査に入りたいと思っていたが、その後、山形

大学建築史の永井康雄先生もこの地域に関心をもっておられることが分かった。そこで、共同でこの地域の集落調査を実施することになった。

栗原市教育委員会にも後援を要請し、町内会を通じてアンケート調査をおこなった。各戸ごとに家屋の建築年代や古文書の有無等をお尋ねした結果、37軒から回答をいただいた。このうち7軒からは、「古文書がある」という回答があった。2010年の7月から、回答をいただいたお宅を訪ねて調査を実施している。アンケートの回答がなかったお宅でも調査先からの紹介でお訪ねし、芋づる式に大量の古文書を発見している。

先に白石市から仙台藩重臣の遠藤家文書が発見されたことを紹介したが、じつはこの一迫川口地区は江戸時代にその遠藤家の知行地であり、家臣団の居住地でもあった。私たちが川口地区の調査をおこなうということと、遠藤家文書の発見・整理とはまったく別個の動きだったのだが、期せずして両者がつながったことには私たちも、神の仕業かと驚いたほどの偶然であった。

遠藤家文書の発見は広く報道されたことか



遠藤家の館跡（一迫川口）



遠藤家の家臣団屋敷跡（同左）

ら、殿様の史料を発見してくれたグループが来たということということで、地元の川口では調査を歓迎し、どのお宅も協力的だった。遠藤家の

子孫の遠藤速雄という画家が描いた、川口の遠藤家居館の原画も発見することができた。

### 3 行政と歴史資料

最後に行政と歴史資料の保全の関係についてふれておきたい。2年ほど前に、全国の自治体を対象にしたアンケート調査を実施したことがある（『文化財の震災保護対策に関する調査研究事業』平成17～18年度）。文化庁の委嘱事業として実施したが、47都道府県、14政令指定都市、35中核市の合計96の自治体のうち、86自治体から回答をいただいた。9割近く（89.6パーセント）の回答率だった。このことは、文化財保全問題に対する各自治体の関心の高さを示している。

回答のいくつかを紹介しておきたい。まず、「文化財の防災対策を検討したことがあるか」という問いに対して、「ある」というのが65パーセント、「ない」というのが35パーセントだった。「ある」と答えた自治体には、その「防災対策に未指定の文化財は含まれているか」という問いを発している。行政が指定文化財の防災

対策を実施するのは当たり前だが、突っ込んで聞きたいのは未指定の文化財に対する防災対策であった。ところがその回答は、「含まれない」が75パーセントだった。つまり未指定の場合には大半が放置されている、ということになる。

こうした現状に対して、さらに未指定文化財の防災対策は必要だと思うか、と問いかけた。それに対しては半数以上の56パーセントが「必要だ」と答えている。「必要ではない」と答えたところも7パーセントはあった。

実際にはもっとたくさんの項目のアンケートをおこなったのだが、煩雑になるので省略する。だが寄せられた回答を見ると、未指定文化財に対する危機意識には、自治体によってかなり濃淡のあることが見えてくる。非常に強い危機意識を持っている自治体と、いやそんなものは必要ないと、初めから相手にしないような自治体とに分かれているということである。

また回答のクロス分析をすると、未指定の文化



遠藤家の家老宅の調査



遠藤家居館（遠藤速雄画）

財についても防災対策が「必要である」と回答した自治体が、文化財一般の防災対策に対しても一生懸命やっているという傾向が見てとれる。

次いで、未指定文化財の所在調査についても質問した。所在調査とは古文書や古美術品などの歴史資料が、自治体内のどこにどの程度存在するかを把握する調査のことである。「所在調査は必要だと思うか」という問いに対して、62パーセントが「必要だ」と答えている。「実際に所在調査を実施したか」に対しては、48パーセントから「実施している」という回答があった。ただし、どのような所在調査かと踏み込んで質問してみると、「数件やった」というところがほとんどで、「悉皆調査をやった」というのは皆無だった。その自治体内のどこに文化財が存在するのか、そうした調査を実施した自治体は一つもないということである。

なぜこうした現状になっているのだろうか。「未指定文化財の保全を阻害する要因」について尋ねたところ、「予算上の問題」84パーセント、「時間的な問題」76パーセントという順になる。予算不足、時間不足とは、要するに人員不足ということである。文化財担当部局が抱える最大の問題がここにあった。「必要とは思われない」6パーセント、「自分たちの職務ではない」7パーセントも一定割合で存在する。おそらく未指定文化財の保護は行政の責任ではない、という考え方が根底にあるのではないと思われる。

以上、アンケート調査から浮かび上がる現状を前にすれば、未指定文化財の保全対策を行政だけで担うことは極めて困難だといわざるを得ない。行政に対して、なぜ未指定文化財の保護

をやらないのか、未指定文化財の保全も実施すべきだ、と求める以前に、それを担うことができるキャパシティが行政にはない、と理解したほうがよいのではないだろうか。その点にこそ、文化財行政がおかれた現状の問題点があるといつてよいだろう。したがって、こうした現状に対応しつつ未指定文化財の保全を進めるためには、行政や担当者を批判すれば事足りるという問題ではない。そうではなく、このような現状を踏まえて、私たちに何ができるのか、何をすればよいのか、という発問を私たち自身に投げかけることこそ建設的な議論の仕方であろうと考えている。

指定文化財に対しては、文化財保護法で定められている通り、行政が保護の網をかけることになっている。法律のしぼりのない未指定文化財についても、部分的ではあれ保全に取り組んでいる自治体もある。しかし、圧倒的多数の未指定文化財は保護の対象ではない、というのが現状である。

行政が保護に入るというのは「公助」ということになるだろう。指定文化財は明らかに「公助」の対象である。これに対して、行政に保護責任のない膨大な未指定文化財は、基本的には所蔵者が保護することになる。それを保護責任とまでいえないのは、保護することを義務づけられているわけではないからである。したがって保護するかどうかは、所蔵者の意思次第だということになる。

所蔵者に保護の意思があれば、もちろん望ましい。しかし、では所蔵者のみによる「自助」は可能だといえるだろうか。もちろん可能なケースも存在するだろうが、保護の意思が未代、

後世にいたるまで継続される保証はない。当世代の当主に保護の意思があっても、代替わりによって家の意思が変わることもあるからだ。

保護する意思がなければ歴史資料は廃棄される。なぜ廃棄されるのかといえば、個人宅に所

蔵されている歴史資料は、保護すべき価値のある存在だと認識されていないことが、しばしばあるからだ。しかし廃棄するに任せるわけにはいかない、というのが私たちの活動である。だからこそ、保護のために介入することになる。

### おわりに — 共助の手を —

このように未指定文化財の場合、保護する意思の有無にかかわらず、「自助」によって歴史資料を保全していくことには常に困難がともなう。では、どうすればよいか。歴史資料の所蔵者に対して、「共助」の手を差し伸べることしかないだろう。歴史研究者や歴史遺産の保全に携わっている諸団体、あるいは郷土史研究会等が、行政と連携しながら、個人所有者に「共助」の手を差し伸べて保全を促していくという体制である。

歴史文化遺産を千年後まで残すためには、行政まかせ、所蔵者まかせでは、ほとんど不可能だといってよい。いまや、学官民の総力を挙げて取り組んでいくということが求められている。宮城資料ネットは今後も史料所蔵者とのつながりを深めて「共助」の体制をとり続けていくが、学官民それぞれをつなぐ役割をもはたしつつ、古文書を千年後まで残すことに努めたい。これが私たち NPO 宮城資料ネットに集う会員一同の思いである。